（参考）緊急遮断弁設置に係る評価の考え方

○論点

　緊急遮断弁の設置に関して、第２期対策計画では、弁設置に加え、代替措置による対策を認めることとした。これにより、タンクに接続する主要な配管が複数ある場合、弁設置と代替措置による対策が混在することとなるため、その取扱いについて以下のとおり整理したいと考える。

○見直し案のイメージ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| パターン | 図 | 第１期計画 | 第２期計画 | |
| 現状 | 見直し案 |
| ①すべて設置済 | **タンク** | ◎設置済 | ◎設置済 | ◎設置済 |
| ②一部設置済、  残り代替措置済 | **タンク** | ○代替措置済（一部設置） |
| ③一部設置済、  残り未対策 | **タンク** | △一部設置  **⇒残りの箇所の対策を促進** |
| ④未設置、  代替措置済 | **タンク** | ×未対策 | ○代替措置済 | ○代替措置済 |
| ⑤未対策 | **タンク** | ×未対策 | ×未対策  **⇒対策を促進** |

○タンクに接続する主要な配管等について

　消防庁通達（平成１０年３月２０日 消防危第３１号）に基づき、以下に該当するものを主要な配管として取り扱う。

　＜対象とする配管＞

① 危険物の受け払い配管

② 危険物をミキシングするための配管

③ バイパス配管、リターン配管

④ その他危険物を移送するための全ての配管

　＜対象としない配管＞

　　① 受入専用配管とタンク結合部分の直近に逆止弁が設置され、配管が破断した場合

においても、タンクから配管側に流れ得ない構造のもの。

② タンク屋根部など、タンクの最高液面より上部の位置から配管が出ており、配管が

破断した場合においても、タンクから配管側に流れ得ない構造のもの。（単に、配管

が屋根部など、液面より上部の位置にあるだけのものは該当しない。）

③ 水切り配管等、操作頻度が少ない配管であって使用時に係員がバルブ直近に配置

され、緊急時に速やかに閉止操作が確実に行い得るもの。

④ 電動弁（コントロール弁等）の自動バルブで予備動力源が確保されているもの。

ただし、遠隔操作を行う場所が防油堤外であり、かつ、予想される危険物の大量

流出に対して十分に安全な場所であること。